

# 派遣添乗員の処遇改善に関する統一对応の改訂について

## .これまでの経緯

派遣添乗員の労働時間管理について、2006年以降の労働基準監督署より是正にむけた指導や勧告を受け、厚生労働省へ早期に統一見解を示されるよう働きかけを重ねてきました。

一方、派遣添乗員の労働条件についても処遇改善にも取り組み、『派遣添乗員の処遇全般に関わる改善要請書』の提出や、2007年度より派遣添乗員ネットワークや添乗業務検討委員会を設置し議論を行ってきました。

2008年6月には、「派遣添乗員の業務」と「添乗中の労働時間管理と日当の関係」についての諸課題を整理し、「派遣添乗員の処遇改善に関する統一对応」を策定し、2009年7月には「派遣添乗員の評価に関する統一見解」を定め、処遇改善にむけ取り組んできました。

## .改訂に至る経緯

### 1．添乗中の労働時間の算定について

2008年6月の統一对応を策定以降、多くの企業で日帰り添乗やイベント業務については実時間管理に基づいた派遣料金の支払いを行うこととなりました。しかしながら、それ以外の添乗については、従来の日当として支払いとなっているところが多く、処遇改善には至っていません。

添乗中の労働時間管理については、2008年6月に定めた一部みなし労働時間を適用することに変わりはありません。そこで、みなし時間は12時間が基本とし12時間を超過した部分については、別途、時間外労働手当もしくは日当を支給させ派遣添乗員の処遇改善をはかるため、宿泊に伴う添乗や長距離移動や時差に伴う添乗について算定の基本的考え方を定めることとしました。

### 2．最低賃金法の適用について

最低賃金法の一部を改正する法律が2008年7月1日から施行されました。この改正法では、就業の多様化に対応しすべての労働者について最低限度の賃金水準を保障する役割を地域別最低賃金が担うこととしその決定基準や罰則の見直しを行うとともに、産業別最低賃金の在り方や派遣労働者への適用関係などについて改正を行いました。

これまで派遣労働者への適用については特に明記されていませんでしたが、この改正法で、派遣先の事業場に適用されている地域別（産業別）最低賃金が適用されることが明記されたことから、派遣添乗員に不利とならないよう基準を改訂することとしました。

### 3．業務改善

2009年からの2年間で、継続課題とした通訳やガイドなどの業務などについて派遣添乗員ネットワークで議論を行い、必要に応じ追記することとします。休憩時間のパンフレット等での案内や対客電話など一部業務では改善が見られましたが、十分ではないため継続して取り組むこととしました。

## 取り組み基準

### 1. 日当改善

#### 【基本方針】

- ・ 時間給換算にあたっては、現行の日当を8時間で割り基本時間給を算出する。但し、本人手取り時給額が1,000円を下回らないこととする。
- ・ 1日の労働時間は、12時間のみなし労働とし、その内訳は、基本労働時間を8時間、時間外労働3時間、休憩時間1時間とする。
- ・ 日当金額の決定は、基本時間給×8時間、基本時間給×時間外労働割増(25%)×3時間、よって基本時間給を11.75倍とすることを基本とする。
- ・ 12時間を超えた労働については、別途、規定の率を乗じ、時間外労働手当もしくは日当の支給を求めることとする。

#### 【統一基準】

- ・ すべての派遣添乗員を対象に、本人手取り日当の下限を以下の通り改定する。  
 $(1000円 \times 8時間) + (1000円 \times 1.25 \times 3時間) = 11,750円$
- ・ 時間給換算で1,000円の確保ができない場合については、本人手取りが産業別最低保障賃金を下回らないこととする。産業別最低保障賃金の適用都道府県は、登録する派遣元事業所とし、その際、派遣先事業所を適用としている法定最低保障賃金を下回らないこととする。  
 なお、添乗員のランクで上位に位置づけられているものについても基本時間給換算により日当を決定することとし、可能な限り上積みを図ることとする。
- ・ 労働時間の算定については以下を基準とする。但し、別途派遣先より指示があった場合はその指示に基づき算定することとする。また、労働時間の算定は暦日単位で行うこととする。

|       |   |
|-------|---|
| 出発日   | 国内旅行(バス利用) お客様集合時刻の30分前を開始時刻とする<br>国内旅行(JR利用) お客様集合時刻の60分前を開始時刻とする<br>国内旅行(航空機利用) お客様集合時刻の60分前を開始時刻とする<br>海外旅行 お客様集合時刻の60分前を開始時刻とする |
| 到着日   | 国内旅行(バス利用) 到着後の15分後を終了時刻とする<br>国内旅行(JR利用) 到着後の15分後を終了時刻とする<br>国内旅行(航空機利用) 到着後の30分後を終了時刻とする<br>海外旅行 到着後の60分後を終了時刻とする                 |
| 宿泊地到着 | 宿泊地到着後1時間後を終了時刻とする<br>宿泊施設で食事がある場合は食事終了後30分後を終了時刻とする<br>到着後宿泊施設外で食事がある場合は食事終了後の宿泊地到着時刻の30分後を終了時刻とする<br>連泊している場合は宿泊地到着後30分後を終了時刻とする  |
| 宿泊地出発 | 宿泊地出発時刻の1時間前を開始時刻とする<br>出発前に食事がある場合は食事開始30分前を開始時刻とする  |

|       |  |
|-------|--|
| 自由行動日 | 半日以上の自由行動日がある場合は12時間のみなし労働とする<br>但し、オプションツアーへ同行した場合は自由行動日とはしない |
|-------|--|

- ・ 海外添乗における初日および日本出発日（目的地到着まで）と日本帰着日は1日労働したこととみなす。
- ・ 海外では現地時間に基づき算定する。
- ・ 船舶や列車での長距離移動については1日労働したこととみなす。
- ・ 上記時間外で緊急対応を行った場合は別途算定する。

## 2. 業務改善

労働基準法で定められた休憩時間を添乗中に確保するため、パンフレットへの記載や事前の顧客への案内等に関する改善要請を行うこととします。

打合せ・精算・対客電話については別途日当を支給することとする。

対客電話については、実施する連絡時間帯や連絡の取れない場合の対応など詳細を定め顧客に明示するよう要請を行うこととします。

顧客および派遣添乗員の個人情報漏洩の防止措置を講じることとします。

その他の付随業務については、対価の支給をするか、業務に従事させない等の改善要請を行うこととします。

訪問国の法令を遵守した現地ガイドの手配を要請することとします。

通信費や交通費等業務に関わる経費負担を、派遣添乗員個人が負わないよう派遣会社と協力し徹底するよう要請を行うこととします。

派遣添乗員の長時間労働を是正するための措置を要請することとします。

労働者派遣法に基づく基本精神の遵守徹底を要請することとします。